

島根県訓練実施要領

目次

令和元年度 島根県原子力防災訓練における各訓練項目	- 1 -
I. 島根県実施要領	- 2 -
1. 初動対応訓練	- 3 -
3. U P Z 住民の避難措置等訓練、避難退域時検査訓練実施要領	- 5 -
4. 緊急速報（エリア）メール等による広報訓練実施要領	- 6 -
5. U P Z 一般住民の屋内退避訓練実施要領	- 7 -
6. 学校等の避難措置等訓練実施要領	- 8 -
7. 緊急時モニタリング訓練実施要領	- 9 -
8. 避難行動要支援者等の避難措置等訓練実施要領	- 11 -
9. 原子力災害医療訓練実施計画	- 14 -
10. 避難誘導・交通規制等訓練内容	- 15 -
II. 松江市実施要領	- 16 -
1. 初動対応訓練	- 18 -
2. オフサイトセンター運営訓練	- 18 -
3. 災害対策本部設置運営訓練	- 18 -
4. 広報活動訓練	- 18 -
5. 原子力災害医療活動訓練	- 19 -
6. 避難行動要支援者の避難措置等訓練	- 19 -
7. P A Z 住民の広域避難訓練	- 20 -
8. U P Z 住民の広域避難訓練	- 20 -
9. 学校の児童生徒引渡し訓練・学校の児童生徒引渡し準備訓練	- 21 -
10. 関係機関等への情報伝達訓練	- 21 -
11. 原子力防災学習会	- 23 -
III. 出雲市実施要領	- 24 -
学校等の情報伝達訓練実施要領	- 28 -
観光施設等の情報伝達訓練実施要領	- 29 -
指定避難所開設訓練実施要領	- 30 -
広報活動訓練実施要領	- 31 -
住民屋内退避訓練実施要領	- 33 -
住民避難訓練、安定ヨウ素剤緊急配布訓練、避難行動要支援者の避難訓練実施要領	- 34 -
住民避難訓練（県外避難）、安定ヨウ素剤緊急配布訓練実施要領	- 35 -
被ばく傷病者等搬送訓練実施要領	- 37 -
IV. 安来市実施要領	- 38 -

①初動対応訓練.....	- 39 -
② 学校等の避難措置等訓練.....	- 39 -
③ 緊急速報メール・行政告知端末による通知訓練	- 39 -
④ 住民屋内退避訓練.....	- 39 -
⑤ 避難措置等訓練	- 39 -
⑥ 退域時検査.....	- 39 -
⑦ 安定ヨウ素剤緊急配布訓練	- 40 -
⑧ 原子力防災学習会.....	- 40 -
V. 雲南市実施要領.....	- 41 -
学校等の避難措置訓練実施要領（令和元年度 雲南市原子力防災訓練）	- 43 -
広報活動訓練実施要領（令和元年度 雲南市原子力防災訓練）	- 44 -
U P Z 一般住民の屋内退避訓練実施要領（令和元年度 雲南市原子力防災訓練）	- 45 -
住民の避難措置等訓練、避難退域時検査訓練実施要領（令和元年度雲南市原子力防災訓練）	- 46 -

令和元年度 島根県原子力防災訓練における各訓練項目

11月8日（金）

14:00	地震発生（松江市で震度 6 強）	
	島根原発 2 号機で警戒事態該当事象発生	
	初動対応訓練 〔県庁、市役所、O F C ほか〕 ・ 発電所から通報受信、関係機関への連絡 ・ 複合災害への対応 ・ 対策会議、災対本部会議 ・ O F C 立上準備、要員派遣 等	学校等避難訓練 〔 4 市内〕 ・ 学校への連絡 等
	島根原発 2 号機で施設敷地緊急事態該当事象発生	
	P A Z 施設敷地緊急事態要避難者 避難指示等	
18:50	O F C 等 運営訓練	〔県災対本部〕
	非常災害対策本部・原子力事故対策 本部合同会議（ T V 会議）	

11月9日（土）

8:30	OFC等 運営訓練 〔県災対本部〕 災対本部会議	PAZ等 要支援者避難等訓練 〔在宅〕 ・鹿島地区→大田市 福祉タクシー ・生馬地区→大田市 福祉タクシー ・島根地区→奥出雲町 自衛隊ヘリ ・古江地区→大田市 中電福祉車両 〔社会福祉施設〕 ・グループホームあとむ苑→大田市 バス ・屋内退避（特養あとむ苑, 持田寮） 〔病院〕 ・屋内退避（鹿島病院、東部医療C） ・鹿島病院→出雲空港（模擬）県防災ヘリ	緊急時モニタリング訓練
	原子力緊急事態宣言 PAZ避難指示、UPZ屋内退避指示 エリアメール① 原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議（TV会議） 合同対策協議会（TV会議） 災対本部会議	PAZ住民避難訓練〔松江市〕 鹿島・生馬・古江地区 島根地区 バス避難 大田市 奥出雲町	
	島根原発2号機で放射性物質放出		
17:30	UPZ一時移転指示（OIL2）		

11月10日(日)

8:30

エリアメール②

OFFC等運営訓練

UPZ住民避難訓練等
(避難行動要支援者の避難を含む)

原子力災害医療訓練

〔松江市〕
本庄、持田、
美保関地区

〔出雲市〕
大津、出西、伊
波野、遙堀地区

〔雲南市〕
三刀屋、
一宮地区

〔安来市〕
大塚、
吉田地区

〔出雲市〕
朝山、阿宮、
久木地区

大山PA
(模擬検査)

たたらば壱番地
(模擬検査)

中海ふれあい公園
(避難退域時検査)

バス避難

バス避難

バス避難

原子力防災学習会

岡山県倉敷市

広島県広島市

※岡山県、広島県から
バス各1台参加

13:00

I. 島根県実施要領

1. 初動対応訓練

(1) 目的

原子力災害時における防護措置の実施にあたり、防災関係機関相互の通信連絡体制の確立及び防災業務関係者の技術の習熟等を図る。

(2) 訓練日時

令和元年 11 月 8 日（金） 14：00～18：50

11 月 9 日（土） 8：30～17：30

(3) 訓練場所

島根県庁、松江市役所、出雲市役所、安来市役所、雲南市役所、鳥取県庁、米子市役所、境港市役所、島根県原子力防災センター、中国電力(株)島根原子力発電所、その他関係機関

(4) 参加機関（順不同）

島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市、境港市、中国電力(株)、国、避難先自治体 他

(5) 訓練内容

① 緊急時通信連絡訓練

複合災害時における国及び自治体等関係機関が連携した初動対応手順について、通信連絡を通じて確認する。

② 県・市災害対策本部の活動

県、市において、災害対策本部を設置するとともに、複合災害時における事態の進展に応じた活動を行う。

③ オフサイトセンターとの情報伝達等

県・市災害対策本部とオフサイトセンター間で情報の共有及び伝達を図り、オフサイトセンターと連携した対応手順について確認する。

2. P A Z 住民の避難措置等訓練実施要領

(1) 目的

原子力発電所での事故時におけるにE A Lに応じた住民避難及び避難所等の設置・運営等の円滑な実施のため、関係機関の習熟を図るとともに、住民参加により避難の流れについての理解向上を図る。

また、在宅要支援者について、住民避難における地区の住民を中心とした避難支援や自衛隊等の実動組織による円滑な支援の実施を図る。

(2) 訓練日

令和元年11月9日（土）

(3) 参加機関

島根県、松江市、（有）谷本ハイヤー、出雲一畑交通（株）、社会福祉法人島根整肢学園、社会福祉法人かしま福祉会、中国電力（株） 他

(4) 訓練内容

① 一般住民の避難措置等訓練

各地区の一時集結所に参集し、行政の手配したバスにより避難先に向かう一連の避難行動について、住民実動による訓練を実施する。

	避難訓練実施地区	避難先	避難経由所	避難所
松江市	鹿島	大田市	大田市立第一中学校	大田市民会館
	生馬		大田市立長久小学校	
	古江		大田市立朝波小学校	
	島根	奥出雲町	横田公園	横田コミュニティセンター

② 在宅要支援者の避難措置等訓練

在宅要支援者の避難について、想定される様々な状況において、実動組織などの必要な支援を受けた避難を行う。

	避難訓練実施地区	避難先	実動組織等の支援	避難所
松江市	鹿島	大田市	放射線防護対策施設での屋内退避	県立男女共同参画センターあすてらす
	生馬		避難に必要な福祉車両の提供	
	古江		避難に必要な福祉車両の提供	
	島根	奥出雲町	傷病者のヘリコプターによる搬送	医療機関（想定）

3. U P Z 住民の避難措置等訓練、避難退域時検査訓練実施要領

(1) 目的

原子力災害時における O I L 判断に基づく住民避難及び避難所等の設置・運営等の円滑な実施を図る。

また、U P Z 住民の避難時に実施する避難退域時検査について、実施機関の習熟を図るとともに、住民参加により避難の流れについての理解向上を図る。

(2) 訓練日

令和元年11月10日（日）

(3) 参加機関

島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、公益社団法人日本診療放射線技師会、一般社団法人島根県診療放射線技師会、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、陸上自衛隊（中央特殊武器防護隊、第13特殊武器防護隊）、中国電力（株） 他

(4) 訓練内容

① 住民の避難措置等訓練

	避難訓練実施地区	避難退域時検査場所	避難経由所・避難所
松江市	持田、本庄、美保関	大山 P A	水島緑地福田公園（想定）・福田南中学校（岡山県倉敷市）
出雲市	遙堪、伊波野、出西、大津	たたらば壱番地	奥畑防災調節池公園・戸山公民館（広島県広島市）
	久木、阿宮、朝山	中海ふれあい公園	
安来市	吉田、大塚	中海ふれあい公園	
雲南市	三刀屋、一宮	たたらば壱番地	

② 避難退域時検査訓練

中海ふれあい公園において避難退域時検査場所を開設し、住民避難訓練に合わせて、以下の検査を実施する。

- ・ 車両検査及び除染
- ・ 車両搭乗者の代表者等に対する検査及び簡易除染
- ・ 検査済証の交付

また、動員する県職員に対して原子力災害業務継続計画に基づき、理解の向上を図ることを目的として事前研修を実施する。

(5) その他

避難退域時検査会場等において原子力防災資機材展示等を実施

4. 緊急速報（エリア）メール等による広報訓練実施要領

(1) 目的

原子力災害時における避難指示等を地域住民に迅速かつ正確に伝達することを目的として、携帯電話会社が運営する緊急速報（エリア）メールサービス等の住民広報手段を活用した広報訓練を実施する。

(2) 訓練日時

令和元年 11 月 9 日（土） 11:05～11:30

令和元年 11 月 10 日（日） 8:30～9:00

（緊急速報（エリア）メールは、9 日の 11 時 05 分頃、10 日の 8 時 30 分頃の 2 回発信）

(3) 緊急速報（エリア）メール配信地域

松江市、出雲市、安来市、雲南市、米子市、境港市の市内全域

(4) 訓練内容

① 緊急速報メール（エリアメール）による広報

配信地域内の携帯電話・スマートフォン利用者へ、各市によって決定した文面により緊急速報（エリア）メールを、訓練として配信する。

② その他の手段による広報

	広報手段
島根県	防災メール
松江市	屋外スピーカー、松江市行政情報告知システム（お知らせ君など）、広報車 等
出雲市	屋外スピーカー、ケーブルテレビ音声告知放送、広報車、FM ラジオ放送（エフエムいずも）
安来市	屋外スピーカー、戸別受信機、広報車
雲南市	ケーブルテレビ音声告知放送、広報車
鳥取県内	鳥取県の計画に基づき実施

5. U P Z一般住民の屋内退避訓練実施要領

(1) 目的

全面緊急事態におけるU P Z一般住民の防護措置である屋内退避について、発災時における周知活動の習熟と、住民の屋内退避に対する理解促進を図る。

(2) 実施時期

令和元年11月9日（土） 11：05～ ※
（総合防2日目におけるG E段階）

※ 参加者への事前学習は別日程

(3) 訓練項目及び参加対象

① 防護措置（屋内退避）事前学習

参加対象：県内4市のU P Z住民避難訓練（総合防3日目）の参加者等
学習内容：防護措置（屋内退避）について等

② 屋内退避指示情報伝達訓練

参加対象：県内U P Z 4市
訓練内容：エリアメール等による情報伝達

③ 自宅における屋内退避訓練

参加対象：主に県内4市のU P Z住民避難訓練（総合防3日目）の参加者
訓練内容：エリアメール受信後、自宅等にて屋内退避行動を実施
※実施時間や屋内退避継続時間は各住民の任意

(4) その他

① 防護措置（屋内退避）事前学習の実施方法

実施日程や方法は各市の実情に応じて決定

② 訓練後の確認

防災訓練後のアンケートにて屋内退避への理解度等に関して質問

6. 学校等の避難措置等訓練実施要領

(1) 目的

原子力災害時における児童生徒の避難措置等が円滑に行われるよう、対応手順の確認を行う。

(2) 訓練内容

① 県立学校

【P A Z（5km 圏内）に立地している県立学校】

- ・ 県教委からの訓練通報の受理
- ・ 各学校のマニュアルに基づき、児童生徒の所在確認、屋内集合、下校手順の確認を実施
- ・ 県教委へ対応状況報告書を提出

【U P Z（30km 圏内）に立地している県立学校】

- ・ 県教委からの訓練通報の受理
- ・ 各学校のマニュアルに基づき、児童生徒の所在確認、下校手順の確認を実施
- ・ 県教委へ対応状況報告書を提出

【上記以外に立地している県立学校】

- ・ 県教委からの訓練通報の受理
- ・ 児童生徒の所在確認（30km 圏内活動中）、30km 圏内に居住する児童生徒の下校手順の確認を実施
- ・ 県教委へ対応状況報告書を提出

② 関係 4 市教育委員会

松江市教育委員会、出雲市教育委員会、安来市教育委員会、雲南市教育委員会に対して情報伝達訓練を実施する。

(3) 訓練実施日

令和元年 1 1 月 8 日（P A Z 内の県立学校は別日程で実施）

7. 緊急時モニタリング訓練実施要領

(1) 目的

原子力災害発生時の緊急時モニタリング体制が迅速に確立できるよう、異常事態発生から施設敷地緊急事態に至るまでの間の初動対応及び放射性物質放出後のモニタリング活動について、「島根県緊急時モニタリング計画」及び「島根県緊急時モニタリング実施要領」に定める手順の確認・習熟を目的とする。

(2) 訓練日時

令和元年 11 月 9 日（土） 10:00～17:00

(3) 参加機関

島根県、原子力規制庁及び中国電力株式会社

(4) 実施場所

島根県原子力環境センター及び島根県原子力防災センター

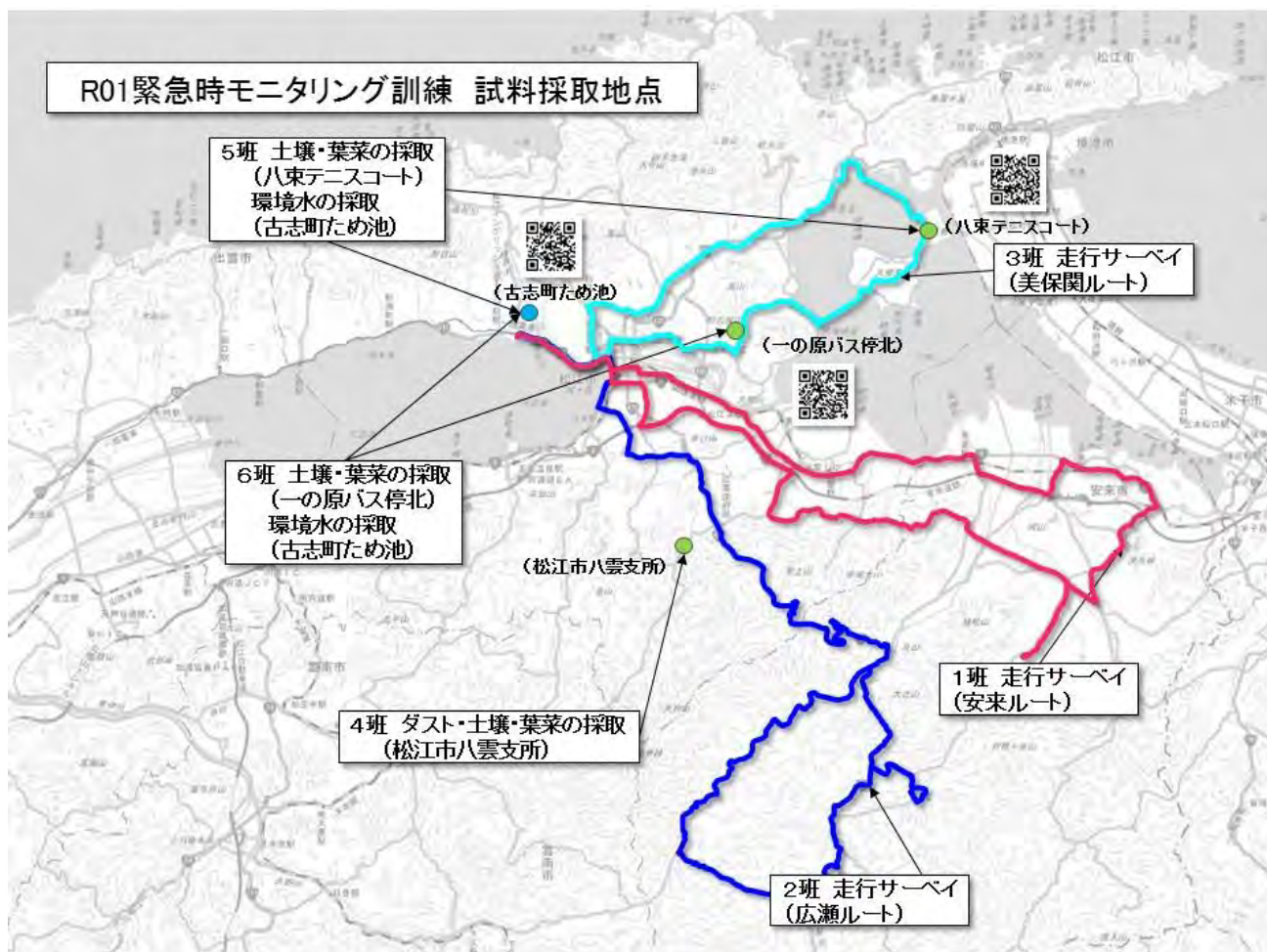
(5) 訓練内容

① 初動対応訓練

- ・モニタリング要員参集時手順確認
- ・監視結果の報告手順確認
- ・緊急時モニタリングセンター立上げ準備

② モニタリング実動訓練

- ・モニタリング指示書の内容検討及び作成
- ・要員の出動、帰還、汚染検査、被ばく管理等の手順確認
- ・屋外モニタリング活動（ダスト・ヨウ素、土壌、葉菜等の試料採取）
- ・走行サーベイ
- ・環境試料放射能測定



8. 避難行動要支援者等の避難措置等訓練実施要領

(1) 目的

病院及び社会福祉施設等における、原子力災害時の通信連絡手順、避難手順（屋内退避含む）等を確認し、入所者避難の円滑な実施を図る。

在宅要支援者については、住民避難における地区の住民を中心とした避難支援や自衛隊等の実動組織による円滑な支援の実施を図る。

(2) 訓練日

令和元年 11 月 8 日（金）～11 月 9 日（土）

(3) 訓練内容等

① 病院避難措置等訓練（11 月 9 日実施）

実施施設：鹿島病院（松江市鹿島町）

時刻	実施内容
11/9 9:00	警戒事態の通信連絡 病院内災害対策本部の設置、一時滞在者の帰宅措置 放射線防護対策設備の準備、退院が可能な患者の帰宅措置 入院患者の情報集約
9:50	避難先医療機関の調整
10:15	施設敷地緊急事態の通信連絡 屋内退避の準備
10:30	全面緊急事態の通信連絡 放射線防護対策設備の稼働
10:50	避難する患者の救急車による搬送
11:05	鹿島病院を会場とする訓練終了
11:20	救急車がヘリポートに到着
11:30	患者を搬送するヘリコプター離陸
11:40	終了

：東部島根医療福祉センター（松江市東生馬町）

時刻	実施内容
11/9 8:30	病院内災害対策本部の設置、一時滞在者の帰宅措置 放射線防護対策設備の準備、入院患者の情報集約
9:00	避難先医療機関の調整
9:25	施設敷地緊急事態の通信連絡 屋内退避の準備
11:30	全面緊急事態の通信連絡 放射線防護対策設備の稼働
11:40	終了

② 社会福祉施設避難措置等訓練

1) 通信連絡訓練（11月8日実施）

実施施設：県内の社会福祉施設等

訓練内容：県内社会福祉施設等に対する情報連絡を実施

2) 実働訓練（11月9日実施）

- ・ 実施施設：特別養護老人ホーム あとむ苑（松江市鹿島町）

時刻	実施内容
11/9 8:45	警戒事態の通信連絡 P A Z 内の要配慮者の避難準備指示 ○屋内退避準備、情報収集等 ・施設利用者の状況把握 ・放射線防護対策設備の稼働準備
9:00	施設敷地緊急事態の通信連絡 P A Z 内の要配慮者の避難要請・屋内退避 ・入居者の屋内退避 ・放射線防護対策設備の稼働準備
11:00	全面緊急事態の通信連絡 防護対策設備の稼働指示 ・放射線防護設備の稼働
11:30	自衛隊による物資補給

実施施設：障がい者支援施設 持田寮（松江市東持田町）

時刻	実施内容
11/9 9:00	施設敷地緊急事態の通信連絡 （P A Z 内の要配慮者の避難指示） ○屋内退避準備 ・施設利用者の状況把握 ・放射線防護対策設備の稼働準備
11:00	全面緊急事態の通信連絡 U P Z 内住民の屋内退避指示 ○防護対策設備の稼働指示 ・放射線防護設備の稼働 ・屋内退避の状況確認

- ・ 実施施設：グループホーム あとむ苑（松江市鹿島町）

時刻	実施内容
11/9 8:45	警戒事態の通信連絡 P A Z 内の要配慮者の避難準備指示

	○避難準備、情報収集等 ・施設利用者の状況把握 ・避難準備 等
9:00	施設敷地緊急の通信連絡 P A Z 内の要配慮者の避難要請、屋内退避 ・避難準備 ・屋内退避 ・避難用車両の要請
10:15	避難開始 ・避難用車両到着 ・施設内から車両への避難誘導 ・車両に乗り込み、広域避難開始
11:00	全面緊急事態の通信連絡
12:00	広域福祉避難所 県立男女共同参画センターあすてらす到着 ・避難入所者受け入れ

- ③ 在宅避難行動要支援者避難措置等訓練
各市における住民避難措置等訓練の中で実施

9. 原子力災害医療訓練実施計画

(1) 目的

島根原子力発電所の緊急時に、原子力災害拠点病院による医療提供を円滑に実施するため、関係機関による対応等の訓練を実施する。

(2) 訓練日

11月10日（日）

(3) 場所

島根県立中央病院、島根大学医学部附属病院

(4) 参加機関

島根県立中央病院、島根大学医学部附属病院、広島大学、松江市消防本部、出雲市消防本部、鹿児島大学病院、九州大学病院、長浜赤十字病院、陸上自衛隊第13飛行隊、陸上自衛隊第13偵察隊、島根県

(5) 訓練内容

時刻	実施内容
11/10 8:40	患者処置室の準備
9:50	防護服の着用
10:00	島根県以外から派遣された原子力災害医療派遣チームの受入
10:50	患者の受入 患者の治療
12:00	終了

10. 避難誘導・交通規制等訓練内容

(1) 住民の避難誘導等に併せて実施する内容

① 避難誘導及び流入警戒活動

避難誘導ポイントに警察官を配置し、避難誘導及び流入警戒活動を行う。

② 避難所等警戒員の配置

避難所、避難退域時検査場に警察官を配置し、交通整理及び情報収集を行う。

③ 映像伝送

住民の避難状況等を撮影し、島根県警察本部を経由して島根県庁及び警察署へ映像伝送する。

(2) 独自に実施する内容

① 停電時における信号機運用訓練

避難誘導ポイント上の停電時対策用電源箱が設置された信号機の稼働訓練を行う。

Ⅱ. 松江市実施要領

令和元年度原子力防災訓練

【松江市】

《目的と経緯》

松江市地域防災計画、松江市原子力災害広域避難計画等に基づき、原子力防災対策を円滑に実施できるよう、防災関係機関の連携、防災業務関係者の防災技術の向上を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚や、防災対策に関する理解促進を図る。

今年度の訓練は、原子力災害対策特別措置法第13条の規定に基づき国が主体となって行う原子力総合防災訓練が島根地域で開催されることから、国との合同訓練として実施する。

なお、昨年度までの訓練では、2県6市の合同訓練として、大規模な地震の発生との複合災害時における初動対応訓練や災害対策本部設置運営訓練、広域避難措置を円滑に実施するため、P A Z（島根原子力発電所からおおむね5km圏内）に含まれる地区の避難先である大田市及び奥出雲町をはじめ、U P Z（島根原子力発電所からおおむね30km圏内）の避難先自治体や防災関係機関相互の協力のもと、地域住民の避難誘導や避難措置、避難経路所・避難所の運営訓練、P A Zのうち、学校生徒を対象とした緊急退避所への退避訓練や児童の保護者への引渡し訓練、一時集結所の開設運営訓練等を実施するとともに、緊急速報（エリア）メールをはじめとする多様な広報手段により、住民広報訓練等を実施した。

《実施日時》

令和元年度11月	8日（金）	14：00～18：50
令和元年度11月	9日（土）	8：30～18：00
令和元年度11月	10日（日）	8：00～17：40

（学校への情報伝達訓練は、11月中旬までの間に実施）

《実施場所》

松江市役所本庁、支所^{※1}、大田市、奥出雲町、岡山県倉敷市、公民館^{※2}、市立女子高、市立小中学校及び義務教育学校、幼稚（保）園、保育所（園）、島根県原子力防災センター、島根原子力発電所 等

※1…鹿島支所、島根支所、美保関支所にて支所災害対策本部や現地災害対策本部を設置。

※2…生馬地区、古江地区、本庄地区、持田地区にて地区災害対策本部や現地 災害対策本部を設置。

《参加機関》

鹿島自治連合会、島根地区自治会連合会、生馬地区町内会・自治会連合会、古江地区自治協会、本庄地区町内会連合会、持田地区自治会連合会、美保関町自治会連合会、松江市消防団、松江市町内会・自治会連合会、山陰ケーブルビジョン(株)、中国電力(株)、(公財)しまね国際センター、(福)かしま福祉会、(福)島根整肢学園、(福)しらゆり会、(福)坪内宝珠会、(福)ねむの木福祉会、(福)湖朋会、(福)嵩見保育所、(福)島根県社会福祉事業団、(福)比津ヶ丘保育園、(福)松江福祉会、(福)みずうみ、(福)松生会、(福)

ナザレン愛児会、(公財)鉄道弘済会、(福)松尾保育所、(福)みつき福祉会、(福)みどり愛児会、(福)恵泉会、(福)虹の子福祉会、(福)上口福祉会、(福)松江福祉公社、(福)チャイルド福祉会、(福)恵生会、(福)竹矢福祉会、(福)ひよし福祉会、(福)乃木愛育会、(福)袖師保育所、(福)つわぶき、(学)朋和学園、(福)玉依会、(福)たけかや福祉会、(福)玉造厚生会、(福)はなぶさ、国立大学法人島根大学、日本赤十字社、(独)国立病院機構松江医療センター、医療法人創健会、バンボハウス、(独)玉造病院、(株)ニチイ学館、(株)一畑電気鉄道株式会社、(株)蒼の地球、(株)一畑バス、(一社)島根県旅客自動車協会、島根県警察本部、松江警察署、原子力規制委員会原子力規制庁島根原子力規制事務所、島根県、岡山県、岡山県倉敷市、松江市、松江市教育委員会、松江市消防本部、松江市上下水道局、松江市ガス局、松江市交通局、松江市立病院 等

《訓練想定》

『島根原子力発電所2号機（定格出力82万キロワット）において、定格熱出力一定運転中、11月8日（金）14時に島根県東部を震源とする地震（松江市内で震度6強）が発生し、原子炉が自動停止した。なお、この地震による津波は発生していない。

その後、送電線の故障が生じたことから外部電源が喪失し、原子炉給水ポンプ全台の停止（電源喪失）により警戒事態に該当する事象（原子炉給水機能の喪失）が発生した。

その後、残留熱除去系ポンプ（A）、原子炉隔離時冷却系ポンプ、非常用ディーゼル発電機の故障による警戒事象（警戒事態）が発生し、更には高圧炉心スプレイポンプの故障により原災法第10条事象（施設敷地緊急事態）に該当する事象（原子炉注水機能喪失のおそれ）が発生した。その後、11月9日（土）に残る残留熱除去系ポンプ（B及びC）が故障したことにより、原災法第15条事象（全面緊急事態）に該当する事象（原子炉注水機能の喪失）が発生した。その後、原子炉内部の放射性物質が外部に漏えいし、市内一部の地区でOIL2超過を確認した』という想定のもとで、訓練を行う。

注1）上記の事象想定は、原子力防災訓練の実施にあたって、住民避難が必要となる事象を想定する必要があることから、福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策（高圧発電機車やガスタービン発電機等の整備）や号機間の電源融通等は考慮せず、また、安全上重要な設備が次々に故障し、復旧しないという厳しい仮定をしている。

注2）警戒事象（警戒事態）・・・原子力事業者防災業務計画に定める国、地方公共団体へ通報を行う事象。

今回の訓練での「警戒事象」は、「給水機能の喪失（AL22）」、「残留熱除去機能の一部喪失（AL23）」などを想定。

注3）原災法第10条事象（施設敷地緊急事態）・・・原子力災害対策特別措置法第10条による特定事象（原子力事業所の区域の境界付近において定められた基準以上の放射線量が検出されたこと、またはその他の政令で定める事象の発生）が発生し、原子力事業者から国、地方公共団体へ通報を行う事象。

今回の訓練での「特定事象」は、「原子炉注水機能喪失のおそれ（SE22）」、「残留熱除去機能の喪失（SE23）」などを想定。

注4）原災法第15条事象（全面緊急事態）・・・原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失するなど、原子力災害対策特別措置法第15条に基づく異常な事象が発生し、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発せられ、国において

原子力災害対策本部が設置される事象。

今回の訓練でいう「異常な事象」は、「原子炉注水機能の喪失（G E 22）」などを想定。

《訓練項目及び内容》

1. 初動対応訓練

発電所から安全協定等に基づく異常時の連絡や、国からの警戒事態発生等の連絡を受け、関係箇所への各段階に応じた通信連絡等を行う。

（１）内部組織での通信連絡訓練

安全協定第 10 条に基づく異常時の連絡受信後、会議構成員、企業局、支所等への通信連絡を行う。

（２）外部機関との通信連絡訓練

島根オフサイトセンター、島根県、島根原子力発電所、広域避難先自治体、その他防災関係機関との間で、専用回線等を使用した通信連絡等を行う。

2. オフサイトセンター運営訓練

原子力総合防災訓練のシナリオに従い、警戒事態該当事象発生によるオフサイトセンター機能の確立、施設敷地緊急事態該当事象発生による機能班要員の派遣をはじめ、現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への要員派遣により、防護措置に係る国、県及び市との具体的対策の検討、調整等を実施する。

【訓練対象】オフサイトセンター派遣要員

3. 災害対策本部設置運営訓練

大規模な地震の発生を想定し、原子力発電所事故との複合災害時において、災害対策本部を設置し、各段階における市のとるべき措置等の検討を行う。

（１）本庁における原子力事故対策会議、災害対策本部設置運営訓練

本庁において、施設敷地緊急事態該当事象発生の通報連絡時及び全面緊急事態該当事象発生の通報連絡時等において国・県とのテレビ会議へ参加や、原子力事故対策会議及び災害対策本部会議の実施による災害関連情報の共有、市のとるべき措置等についての検討を行う。会議決定事項等は支所・地区災害対策本部、島根県、全企業局、消防本部等へ伝達する。

なお、会議の実施にあたっては、シナリオ提示型の訓練とし、発話内容をあらかじめ各部局で検討したうえで行う。

（２）支所・地区における災害対策本部設置運営訓練

本庁の災害対策本部会議における会議決定事項等により、支所・地区災害対策本部及び現地災害対策本部において、災害関連情報及び本庁災害対策本部会議決定事項を共有し、とるべき措置等について検討する。

また、本庁の災害対策本部と連携し、一時集結所の開設・運営、安定ヨウ素剤の配布等を行う。

4. 広報活動訓練

（１）住民への広報訓練

市が持つ複数の広報媒体を活用し、災害発生時や避難指示等の実施時において、住民への迅速かつ的確な情報伝達を行う。

【広報手段】

防災行政無線（同報系）、広報車、松江市行政情報告知システム（おしらせ君）、防災メール、松江市 HP、松江市防災情報 twitter、外国人向け Facebook、緊急速報（エリア）メール、ケーブルテレビ、（公財）しまね国際センターメールマガジン・HP
※国際文化観光都市という地域特性から、メールマガジンでは外国語（中国語・タガログ語・英語・ポルトガル語・ベトナム語）を交えて実施する。

【対象地区】

全市域

※事前広報については、上記広報手段のうち複数を用いて行う。

※広報手段毎の対象地区については、6．避難行動要支援者の避難措置等訓練、7．P A Z 住民の広域避難訓練及び 8．U P Z 住民の広域避難訓練の訓練計画を踏まえて実施する。

5. 原子力災害医療活動訓練

（1）安定ヨウ素剤搬送・服用訓練

6．避難行動要支援者の避難措置等訓練、7．P A Z 住民の広域避難訓練及び 8．U P Z 住民の広域避難訓練に併せて、支所・地区災害対策本部へ安定ヨウ素剤を搬送し、一時集結所において配布等を行う。

【対象地区】

P A Z：鹿島地区、島根地区、生馬地区及び古江地区

U P Z：本庄地区、美保関地区、持田地区

6. 避難行動要支援者の避難措置等訓練

（1）P A Z における在宅の避難行動要支援者の避難措置等訓練

P A Z 内各地区において、在宅の施設敷地緊急事態要避難者を想定し、松江市消防団の協力や実動組織の支援により、陸路・空路による広域避難先等への搬送を行う。

なお一部地区では、避難の実施により健康リスクが高まると判断される者を想定し、近隣の放射線防護対策施設へ移動後、避難の準備を整えた上で広域避難を実施する。

【対象地区】

鹿島地区、島根地区、生馬地区、古江地区

【訓練概要】

①鹿島地区

在宅の施設敷地緊急事態要避難者を鹿島地区住民が模擬し、松江市消防団の協力により、住宅（模擬）から放射線防護対策施設（（社福）かしま福祉会特別養護老人ホームあとむ苑）へ陸路により搬送し、避難の準備を整えたうえで、あとむ苑から広域避難先（大田市）へ福祉車両で陸路により避難する。

②島根地区

在宅の避難行動要支援者を県職員が模擬し、陸上自衛隊により、住宅（模擬）から一時集結所兼臨時ヘリポートであるマリングートしまねへ陸路により搬送後、広

域避難先（奥出雲町）へ自衛隊機で空路により搬送する。

③生馬地区

在宅の施設敷地緊急事態要避難者及び支援者を生馬地区住民が模擬し、松江市消防団の協力により、住宅（模擬）から放射線防護対策施設（（社福）島根整肢学園東部島根医療福祉センター）へ陸路により搬送し、避難の準備を整えたうえで、東部島根医療福祉センターから広域避難先（大田市）へ福祉車両で陸路により避難する。

④古江地区

模擬の在宅の施設敷地緊急事態要避難者を、住宅（模擬）から広域避難先（大田市）へ福祉車両で陸路により搬送する。

（２）UPZにおける在宅の避難行動要支援者の避難措置等訓練

UPZにおける訓練では、８．UPZ住民の広域避難訓練に併せて訓練を実施することとし、在宅の避難行動要支援者は支援者からの支援により一時集結所への参集後、広域避難先へ広域避難を行う。

【対象地区】

本庄地区、持田地区、美保関地区

７．PAZ住民の広域避難訓練

島根原子力発電所事故が進展し、全面緊急事態による避難指示の発出後、PAZ内各地区（鹿島地区、島根、生馬及び古江地区）の住民を対象に、一時集結所への参集、バスによる広域避難先への広域避難訓練を行う。

対象地区	参加住民数	一時集結所	避難経由所	避難所
鹿島	300 名	御津交流館 片句集会所 手結集会所 恵曇集会所 古浦集会所 鹿島文化ホール 鹿島武道館 鹿島東小学校 上講武公会堂	大田市第一中学校	大田市民会館
島根	60 名	マリンゲートしまね	奥出雲町横田公園	横田コミュニティセンター
生馬	60 名	生馬小学校	大田市長久小学校	大田市民会館
古江	80 名	古江小学校	大田市朝波小学校	大田市民会館

８．UPZ住民の広域避難訓練

発電所から環境中へ大量の放射性物質が放出され、OIL2 超過を確認後、本庄地区、持田地区、美保関地区に一時移転指示が出たことを想定し、各地区住民を対象に、一時集結所への参集、バスによる広域避難先への広域避難訓練を行う。

なお、バスの調達に際しては、島根県外バス事業者からのバス調達を想定し、（公社）岡山県バス協会の協力により調達したバスによる広域避難を実施する。

対象地区	参加住民数	一時集結所	避難経由所	避難所
------	-------	-------	-------	-----

本庄	40 名	本庄小学校	水島発電所 (仮想水島緑地福 田公園とする)	倉敷市立福田南中学校
持田	40 名	持田小学校		
美保関	40 名	美保関東保育所		

9. 学校の児童生徒引渡し訓練・学校の児童生徒引渡し準備訓練

(1) 学校の児童生徒引渡し訓練

10. 関係機関等への情報伝達訓練により、学校は、市からの指示を受けた後、学校で策定しているマニュアルに従い、児童生徒の屋内集合、人数確認等を実施し、保護者への引渡しの確認（在校児童・生徒の名簿作成、連絡先・連絡手段の確認等）、引渡しに伴う保護者や車両の誘導に係る準備を行う。

学校は、保護者へ迎えを要請し、到着した車両及び保護者を誘導し児童生徒を引渡しを行う。

なお、屋内集合完了後、保護者引渡しまでは、11. 原子力防災学習会により原子力防災学習を行う。

【対象校】

鹿島東小学校

(2) 学校の児童生徒引渡し準備訓練

10. 関係機関等への情報伝達訓練により、学校は、市からの指示を受けた後、学校で策定しているマニュアルに従い、児童生徒の屋内集合を行い、人数確認等を実施し、保護者への引渡しの確認（在校児童生徒の名簿作成、連絡先・連絡手段の確認等）、引渡しに伴う保護者や車両の誘導に係る準備をし、保護者へ行う。

なお、屋内集合完了後、11. 原子力防災学習会により原子力防災学習を行う。

【対象校】

(1) の対象校を除く市内小学校、中学校、高等学校及び義務教育学校

10. 関係機関等への情報伝達訓練

市全域の関係施設等への情報伝達訓練を実施する。

※幼稚（保）園・保育所（園）、公民館、松江市町内会・自治会連合会、消防団、観光施設等への情報伝達訓練は11月8日（金）に実施する。

※学校への情報伝達訓練は11月中旬までの間に実施する。

(1) 学校、幼保施設

学校での訓練においては、松江市教育委員会から、防災行政無線等を活用した緊急時通報訓練を行う（本訓練に併せて9. 学校の児童生徒引渡し訓練・学校の児童生徒引渡し準備訓練及び11. 原子力防災学習会を実施する）。

幼保施設での訓練においては、松江市から、防災行政無線等を活用した緊急時通報連絡訓練を行う。

【対象校】

(高 校) 市内全市立高校・・・(全1校)

女子高

(中学校) 市内全市立中学校・・・(全16校)

鹿島中、湖北中、島根中、第一中、第二中、第三中、第四中、玉湯中、本庄中、湖

南中、湖東中、美保関中、宍道中、宍道中大野原分校、八雲中、東出雲中
(小学校) 市内全市立小学校・・・(全34校)

佐太小、恵曇小、鹿島東小、生馬小、古江小、法吉小、島根小、城北小、秋鹿小、
持田小、内中原小、大野小、母衣小、川津小、中央小、雑賀小、乃木小、津田小、
玉湯小、本庄小、朝酌小、古志原小、大庭小、竹矢小、美保関小、来待小、忌部小、
来待小大野原分校、大谷小、八雲小、宍道小、出雲郷小、揖屋小、意東小

(義務教育学校) 市内全義務教育学校・・・(全2校)

八束学園(前期・後期)、島根大学附属義務教育学校(前期・後期)

(幼稚(保)園) 市内全市立幼稚園他・・・(全28園)

佐太幼、講武幼、古江幼、城北幼、秋鹿幼、城西幼保、持田幼、大野幼、母衣幼、
川津幼、中央幼、雑賀幼、津田幼、玉湯幼、朝酌幼、本庄幼、古志原幼、大庭幼、
竹矢幼、忌部幼、大谷幼、やくも幼保、出雲郷幼、揖屋幼、意東幼、幼保園のぎ、
しんじ幼保、島根大学附属幼

(保育所(園)) 市内全市立保育所(園) 他・・・(全89所(園))

しらゆり千鳥保育園、たまちこども園、たまち乳児保育園、たまち母衣保育園、城
東保育所、あおぞら保育園、にじいろ保育園、育英北幼稚園、ニチイキッズ楽山保
育園、笑美保育所、しらゆり第2保育園、嵩見保育所、しらとり保育所、比津ヶ丘
保育園、比津ヶ丘保育園融合センター、比津ヶ丘保育園わらべのその、法吉保育所、
みずうみ保育園、みずうみ第2保育園、みのり黒田保育園、浜佐田保育園、みのり
保育園、みのり乳児保育園、ふたば第一こども園、ふたば第二こども園、本庄保
育所、御津保育所、恵曇保育所、マリン保育所、野波保育所、美保関西保育所、美保
関東保育所、やつか保育園、白潟保育所、松江ナザレン保育園、松江認定こども園、
松原保育園、松尾保育所、みつき保育園、みつき乳児保育園、みつき中央保育園、
みどり保育所、愛恵保育園、虹の子保育園、運動公園前保育所チャイルド、ふたば
古志原こども園、こばと保育園、なかよし保育園、しらゆり第3保育園、わかたけ
保育園、ひよし第2保育園、袖師保育所、のぎこども園、乃木保育所、みつき田和
山保育園、みつき田和山夜間保育園、みつき田和山第2保育園、ふたば第三こども
園、なの花保育園のぎ、育英保育園、育英幼稚園、しらゆり保育園、なの花保育園、
つわぶきこども園、シオンこひつじ保育園、たけかや保育園、ひよし保育園、湯町
保育園、玉湯さくら保育園、第2玉湯さくら保育園、揖屋保育園、意東保育園、出
雲郷保育園、錦新町保育園、みつき出雲郷保育園、松江赤十字病院保育所、国立病
院機構松江医療センターさくら保育園、松江市立病院院内保育所たわやまっこ、社
会福祉法人みずうみ企業内保育園、玉造病院まがたまキッズ保育園、ニチイキッズ
まつえ上乃木保育園、松江北ひまわり保育園、キッズいちばた、松江南ひまわり保
育園、つむぎ保育園、バンボハウス、あいあいルーム(子育て支援センター)、あお
のほし、いっしょに子育て研究所

(学校施設・幼保施設合計全170施設)

(2) 公民館

松江市から、各公民館へ、防災行政無線等を活用した緊急時通報連絡訓練を行う。

【対象】

川津公民館、朝酌公民館、本庄公民館、持田公民館、城東公民館、城北公民館、城西
公民館、法吉公民館、生馬公民館、古江公民館、秋鹿公民館、大野公民館、雑賀公民
館、朝日公民館、白潟公民館、乃木公民館、忌部公民館、竹矢公民館、津田公民館、

大庭公民館、古志原公民館、鹿島公民館、島根公民館、美保関公民館、八雲公民館、玉湯公民館、宍道公民館、八束公民館、出雲郷公民館、揖屋公民館、意東公民館、上意東公民館

(全 3 2 公民館)

(3) 松江市町内会・自治会連合会

松江市から、各松江市町内会・自治会連合会長へ、各会長宅に設置してある F A X、電話等を活用した情報伝達訓練を行う。

【対象地区】

城東地区、城北地区、城西地区、白潟地区、朝日地区、雑賀地区、津田地区、古志原地区、川津地区、朝酌地区、法吉地区、竹矢地区、乃木地区、忌部地区、大庭地区、生馬地区、持田地区、古江地区、本庄地区、大野地区、秋鹿地区、鹿島地区、島根地区、美保関地区、八雲地区、玉湯地区、宍道地区、八束地区、東出雲地区

(全 2 9 地区)

(4) 消防団

松江市消防本部から、消防団長、各方面団長へ、防災行政無線等を活用した緊急時通報連絡訓練を行う。

【対象】

消防団長、松江橋北方面団、松江橋南方面団、鹿島方面団、島根方面団、美保関方面団、八雲方面団、玉湯方面団、宍道方面団、八束方面団、東出雲方面団

(全 1 1 名)

(5) 観光施設

松江市から、(一社)松江市観光協会及び市所管観光施設の指定管理者へ、一斉送信 F A X を活用した緊急時情報伝達訓練を行う。

【対象】

(一社)松江観光協会、(株)山陰中央新報社、忌部空山地域振興協議会、(株)一畑パーク、北陽ビル管理(株)、美保関観光(株)、(株)サンライズ美保関、(株)さんびる、合同会社ホットランドやくも、(株)玉造温泉ゆうゆ、(一財)宍道湖西岸森と自然財団、(株)きまち湯治村、鹿島町産業振興協同組合、NPO 法人東出雲まちの駅女寅

(全 1 4 機関)

11. 原子力防災学習会

原子力防災に関する知識普及のため、9. 学校の児童生徒引渡し訓練・学校の児童生徒引渡し準備訓練に併せて、各学校において原子力防災学習会を開催する。

【対象】

(学校の児童・生徒引渡し準備訓練)

松江市立の全小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、島根大学附属義務教育学校

《訓練の中止》

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する。

Ⅲ. 出雲市実施要領

令和元年度島根県原子力防災訓練

1. 目 的

原子力災害対策における要員の技能の習熟、原子力災害に関する住民理解の促進、国県市及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の向上等を目的として、島根県、鳥取県と島根原子力発電所から30km圏内の6市（出雲市、松江市、安来市、雲南市、米子市、境港市）、中国電力、防災関係機関等による原子力防災訓練を実施します。

なお、原子力災害対策特別措置法に基づき国が実施する原子力総合防災訓練について、今年度は、島根原子力発電所を対象に行われることから、今回は国の原子力総合防災訓練と県の原子力防災訓練の合同実施となります。

2. 主 催

島根県、鳥取県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、米子市、境港市
（内閣府、原子力規制庁）

3. 訓練内容等

	初動対応等訓練	避難措置等訓練
実施日時	令和元年 11月8日(金)14:00～18:50 11月9日(土)9:00～17:00	令和元年 11月10日(日)8:30～18:00
実施場所	出雲市役所（災害対策本部） 島根オフサイトセンター 等	各地区コミュニティセンター 戸山公民館（広島市 広域避難所） 等
国・島根県との合同訓練	①初動対応訓練 ②災害対策本部設置運営訓練 ③学校等への情報伝達訓練 ④オフサイトセンター運営訓練 ⑤TV会議システムによる情報共有訓練 ⑥住民屋内退避訓練	⑨広報活動訓練 ⑩住民避難訓練（退域時検査まで） 対象地区：朝山、阿宮、久木地区 参加者：約50名予定 ・一時集結所への参集、 ・避難退域時検査 ⑪住民避難訓練（県外広域避難） 対象地区：大津、出西、伊波野、 遙堪地区 参加者：約50名予定 ・一時集結所への参集 ・避難退域時検査、広島市の避難経 由所及び広域避難所への避難訓練 ⑫被ばく傷病者等搬送対応訓練 （場所：出雲市消防本部 他）

出雲市 独自訓練	⑦観光施設等への情報伝達訓練 ⑧指定避難所開設訓練	⑬安定ヨウ素剤緊急配布訓練 ⑭避難行動要支援者の避難訓練
-------------	------------------------------	---------------------------------

初動対応訓練、災害対策本部設置運営訓練、TV 会議システムによる情報伝達訓練実施要領

1. 目的

今年度の訓練は、地震との複合災害（島根県東部で震度 6 強の地震が発生し、地震を起因とした島根原子力発電所の事故）を想定したものとする。

(1) 初動対応訓練

島根原子力発電所からの安全協定等に基づく連絡、国・県等からの F A X 及び電話による情報連絡を受け、トラブル発生から全面緊急事態（屋内退避の決定・指示）までの対応手順の確認を行い、各関係機関への情報伝達訓練を実施します。

(2) 災害対策本部設置運営訓練

警戒事態（地震発生）、施設敷地緊急事態（原災法第 10 条通報）、全面緊急事態（原災法第 15 条報告）を受け、市災害対策本部会議を開催し、災害関連情報の共有、市の対応を検討するなどの運営訓練を実施します。本部会議開催の際には、職員参集メールを活用し、要員参集訓練を実施します。

(3) T V 会議システムによる情報伝達訓練

内閣府、原子力規制庁（E R C）、島根県、島根県原子力防災センター（島根オフサイトセンター）及び関係市と T V 会議システムを使用した情報共有訓練を実施します。

(4) オフサイトセンターへの要員派遣

市からオフサイトセンターへ要員を派遣し、現地事故対策連絡会議への参画、オフサイトセンター機能班としての活動を実施します。

2. 訓練内容

(1) 訓練日時：令和元年 11 月 8 日（金） 14：00～18：50

11 月 9 日（土） 8：30～17：00

(2) 訓練場所：出雲市役所 3F 災害対策本部（庁議室） ほか

(3) スケジュール

11 月 8 日（金）

14：00 地震発生、発電所異常通報

各地区災害対策本部、各関係機関への情報伝達

市災害対策本部設置【地震による第 2 次災害体制】

市災害対策本部要員招集

14：30 市災害対策本部会議開催

15：30 オフサイトセンターへの要員派遣

施設敷地緊急事態（原災法第 10 条通報）

市災害対策本部【原子力災害における第 1 次災害体制】

市災害対策本部要員招集
17 : 15 市災害対策本部会議開催

11月9日（土）

全面緊急事態（原災法第15条報告）
市災害対策本部【原子力災害における第2次災害体制】
市災害対策本部要員招集
10 : 50 災害対策本部会議開催《中国電力からの状況説明》
緊急事態宣言
（原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議）
住民への屋内退避指示 広報活動訓練実施
TV会議システムによる情報共有
（原子力災害合同対策協議会）

学校等の情報伝達訓練実施要領

1. 目的

学校等での緊急時の通信連絡手順を確認するため、市災害対策本部、または島根県教育委員会と出雲市教育委員会間での情報伝達訓練を実施します。市内幼稚園及び保育所・認定こども園においても、市災害対策本部との間で情報伝達訓練を実施します。

2. 訓練内容

(1) 実施日時：令和元年11月8日（金）14：00～17：30

(2) 情報伝達訓練

① 小中学校

市災害対策本部、または島根県教育委員会からの情報伝達を受け、小・中学校へのメール及びFAX送信による情報伝達訓練を実施する。

○市内公立中学校：15校

○市内公立小学校：35校

② 幼稚園

市災害対策本部からの情報伝達を受け、市内公立幼稚園へのメール及びFAX送信による情報伝達訓練を実施する。

○市内公立幼稚園：26園

③ 保育所・認定こども園

市災害対策本部からの情報伝達を受け、市内全認可保育所・認定こども園へのメール送信及びFAX送信による情報伝達訓練を実施する。

○市内全認可保育所・認定こども園：57施設

観光施設等の情報伝達訓練実施要領

1. 目的

観光施設等での緊急時の通信連絡手順を確認するため、市災害対策本部と市所管施設及び出雲観光協会等との間での情報伝達訓練を実施します。

2. 訓練内容

(1) 実施日時：令和元年11月8日（金）14：00～17：30

(2) 情報伝達訓練

① 市所管の観光施設

市災害対策本部からの情報伝達を受け、市所管の観光施設へメールまたはFAX送信による情報伝達訓練を実施する。送信後は、電話にて受信確認を行う。

② 出雲観光協会

市災害対策本部からの情報伝達を受け、出雲観光協会へのメールまたはFAX送信による情報伝達訓練を実施する。送信後は、電話にて受信確認を行う。

また、出雲観光協会から協会各会員へのメールによる情報伝達訓練を実施する。

③ 出雲ホテル連絡協議会

市災害対策本部からの情報伝達を受け、出雲ホテル連絡協議会事務局へのメールによる情報伝達訓練を実施する。送信後は、電話にて受信確認を行う。

また、出雲ホテル連絡協議会から協議会各会員へのメールによる情報伝達訓練を実施する。

指定避難所開設訓練実施要領

1. 目的

発災後の指定避難所の施設管理者への連絡、施設の開錠及び安全確認を行い、指定避難所の開設訓練を実施するとともに、市災害対策本部との情報伝達を実施することで、初動体制での避難所開設の手順の確認を行います。

2. 訓練内容

(1) 訓練日時：令和元年11月 8日（金）14：00～17：00頃

(2) 訓練場所：市内の指定避難所（サン・アビリティーズいずも）

(3) 訓練項目：

① 施設管理者への連絡、施設の開錠

災害対策本部事務局から施設管理責任者へ施設を避難所として開設する旨を連絡し、施設の開錠を要請する。

② 施設の点検

施設管理者と共同で施設の被害状況を点検（安全確認）し、避難所として開設できるか確認する。併せて、施設周辺の状況についても危険箇所等がないか確認する。

- ・ 通信回線の状況
- ・ 電気・水道の状況
- ・ 室内の破損状況、危険箇所の確認

・ 施設の設備及び資機材の確認

③ 避難所開設の可否を市災害対策本部へ報告

施設の点検結果及び避難所として開設の可否を市災害対策本部へ報告する。

広報活動訓練実施要領

1. 目的

緊急速報（エリア）メール、防災行政無線（屋外スピーカー）、エフエムいずも、市広報車による多数の媒体を用いた避難広報を行うとともに、出雲市消防団の協力を得て、重点的且つ効果的な実動広報活動訓練を実施することで屋内退避指示及び一時移転指示の広報手順の確認を行います。

2. 訓練内容

(1) 屋内退避指示の広報訓練

全面緊急事態におけるＵＰＺ内住民への屋内退避指示を広報する。

① 訓練日時：令和元年１１月９日（土）１１：００～１１：３０頃

② 広報手法：

- ・緊急速報（エリア）メールの配信

出雲市に滞在されている方の携帯電話、スマートフォンに緊急速報（エリア）メールを配信して広報する。

- ・訓練対象地区への防災行政無線による放送

対象地区【大津、朝山、遙堪、出西、阿宮、伊波野、久木地区】

- ・エフエムいずもによる放送

(2) 一時移転指示の広報訓練

〇ＩＬ２超過時における対象地区への一時移転指示を広報する。

①訓練日時：令和元年１１月１０日（日）８：３０～９：００頃

②広報手法：

- ・緊急速報（エリア）メールの配信

出雲市に滞在されている方の携帯電話、スマートフォンに緊急速報（エリア）メールを配信して広報する。

- ・訓練対象地区への防災行政無線による放送

対象地区【大津、朝山、遙堪、出西、阿宮、伊波野、久木地区】

- ・いずも防災メールの配信

- ・大社ご縁ネットによる放送（大社地域の有線放送）

- ・情報いずもによる放送

- ・エフエムいずもによる放送

- ・出雲ケーブルビジョンのＬ字放送

- ・ＳＮＳ（フェイスブック等）による情報発信

- ・市広報車及び消防団車両による広報

市災害対策本部避難広報班及び訓練対象地区消防団が、市広報車及び消防団車両で地区を巡回し、広報活動する。

対象地区【大津、朝山、遙堪、出西、阿宮、伊波野、久木地区】

③ スケジュール

時間	避難広報班	消防団
7 : 3 0	市役所本庁集合 タイベックスーツ装着	
8 : 0 0	公用車で各地区へ移動	消防車両格納庫へ集合 タイベックスーツ装着
8 : 3 0	緊急速報（エリア）メール配信 防災行政無線放送 広報開始	
9 : 0 0	広報終了 市役所本庁へ移動	広報終了 消防車格納庫へ移動
9 : 1 0		タイベックスーツ脱衣 解散
9 : 3 0	市役所帰庁 タイベックスーツ脱衣 解散	

住民屋内退避訓練実施要領

1. 目的

避難訓練対象地区の参加住民により、緊急時における防護措置の一つである屋内退避を実施し、参加住民の屋内退避に対する理解促進を図る。

2. 訓練内容

(1) 屋内退避についての事前学習

住民避難訓練の参加者に対し、資料を用いて屋内退避時に取りべき行動等について学習してもらう。

(2) 自宅等での屋内退避訓練

市災害対策本部からの屋内退避指示（各媒体による広報）を確認後、各自で屋内退避行動を実施する。

① 実施日時：令和元年11月9日（土）11：30～

② 訓練対象地区：大津、朝山、遙堪、出西、阿宮、伊波野、久木地区
（11月10日（日）の住民避難訓練参加地区）

③ スケジュール

11：05 訓練用の緊急速報（エリア）メール配信
市広報車及び消防団広報車 避難広報開始

11：30 自宅等での屋内退避訓練を実施
（屋内退避継続時間は各参加者の任意とする）

住民避難訓練、安定ヨウ素剤緊急配布訓練、避難行動要支援者の避難訓練実施要領

1. 目的

(1) 住民の避難訓練及び安定ヨウ素剤緊急配布訓練

避難対象地区の住民の参加による緊急時における住民避難訓練を実施するとともに、災害対策本部職員による一時集結所から避難退域時検査場までの誘導及び避難手順の確認を行います。

(2) 安定ヨウ素剤の緊急配布訓練

災害対策本部職員による一時集結所での安定ヨウ素剤配布及び説明等の手順の確認を行います。

(3) 避難行動要支援者の避難訓練

住民の避難訓練に併せて、避難対象地区にて避難行動要支援者を想定し、地区住民による避難支援を実施します。

2. 訓練概要

(1) 住民の避難訓練及び避難行動要支援者（在宅）の避難訓練

① 訓練日時：令和元年11月10日（日） 8：30～13：00

② 避難訓練対象地区：朝山、阿宮、久木地区

③ 参加者：避難訓練対象地区の参加者数 約50名
（うち各地区1名を要支援者と想定して避難訓練を実施）

④ スケジュール

8：30 訓練用の緊急速報（エリア）メール配信

市広報車及び消防団広報車 避難広報開始

8：50 各地区コミュニティセンター（一時集結所）へ集合

各地区1名 高齢者疑似体験セット着用

市職員による安定ヨウ素剤の配布・服用

9：10 バスにて避難退域時検査場所（中海ふれあい公園）へ移動

10：20 避難退域時検査場所到着後、検査開始（体験・見学）

11：30 避難退域時検査場所 出発

12：40 各地区コミュニティセンター 到着 解散

(2) 安定ヨウ素剤の緊急配布訓練

避難広報開始に合わせ、各地区コミュニティセンター（一時集結所）へ市職員を派遣。各コミュニティセンターに保管している安定ヨウ素剤を避難住民に順次説明・配布する。

住民避難訓練（県外避難）、安定ヨウ素剤緊急配布訓練実施要領

1. 目的

(1) 住民避難訓練（県外避難）及び情報伝達訓練

広域避難先自治体である広島市及び関係機関の協力のもと、避難対象地区住民の参加による緊急時における広域的な住民避難訓練を実施し、一時集結所、避難退域時検査場、避難経由所・避難所までの誘導及び避難手順の確認を行います。また、避難受入自治体への職員派遣を行い、避難受入自治体との情報伝達訓練を実施します。

(2) 安定ヨウ素剤の緊急配布訓練

市災害対策本部職員による一時集結所での安定ヨウ素剤配布及び説明等の手順の確認を行います。

2. 訓練概要

(1) 住民避難訓練（県外避難）及び情報伝達訓練

① 訓練日時：令和元年11月10日（日） 8：30～18：00

② 避難訓練対象地区：大津、遙堪、出西、伊波野地区

③ 参加者：避難訓練対象地区の参加者数 約50名
（市職員からも避難住民として訓練参加）

④ 訓練における避難退域時検査場所、避難経由所及び避難所
避難退域時検査場所：たたらば壺番地（雲南市吉田町）
避難経由所：奥畑防災調節池公園（広島市安佐南区）
避難所：戸山公民館（広島市安佐南区）

⑤ スケジュール

時間	訓練項目
8:30	訓練用の緊急速報（エリア）メール配信 市広報車及び消防団広報車 避難広報開始
8:45	各地区一時集結所へ集合 市職員による安定ヨウ素剤の配布・服用 避難バスの配車（地区担当職員が添乗）
9:00	バスにて避難退域時検査場所（たたらば壺番地）へ移動
10:00	避難退域時検査場所（たたらば壺番地） 到着 車両の検査、検査済証の交付
10:20	避難退域時検査場所 出発
	～移動中は適宜休憩をとる～
13:00	避難経由所 到着 避難経由所運営訓練（避難車両の誘導、避難所の割り振り）
13:30	避難所 到着

	避難所運営訓練（避難者受付、避難所運営協議会開催等）
15:00	避難所 出発
18:00	各コミュニティセンター 帰着 解散

※住民避難訓練のスケジュールに合わせて、避難先自治体との情報伝達訓練を実施する。

⑥ その他

避難経由所及び避難所において、避難受入自治体（広島市）と共同した運営訓練を実施する。

避難所での主な訓練内容

- ・避難者の受付（個表の記入、寝具等の配布など）
- ・避難所運営本部の設置（避難所運営協議会の開催）
- ・避難者の部屋割り、ダンボールベッドの組み立て

(2) 安定ヨウ素剤の緊急配布訓練

避難広報開始に合わせ、各地区コミュニティセンター（一時集結所）へ市職員を派遣。
各コミュニティセンターに保管している安定ヨウ素剤を避難住民に順次説明・配布する。

被ばく傷病者等搬送訓練実施要領

1. 目的

出雲市消防本部により、被ばく傷病者等の救急搬送に係る救急車の養生及び救急搬送要員の放射線防護装備の着脱についての訓練を実施する。

また、出雲市管内で発生した交通事故を想定し、被ばくのおそれのある傷病者を原子力災害医療拠点病院へ搬送する訓練を実施する。

2. 訓練内容

(1) 訓練日時：令和元年11月10日（日） 8：45～10：45

(2) 訓練場所：出雲市消防本部
島根県立中央病院（原子力災害拠点病院）

(3) スケジュール

8：45	救急車の養生、防護服着装
10：00	被ばく傷病者搬送対応開始 外傷患者の放射線測定（放射性物質の検出） 島根県立中央病院へ受入依頼 搬送開始
10：30	島根県立中央病院到着、傷病者引き継ぎ
10：35	車両、隊員の検査後、帰署
10：45	訓練終了

IV. 安来市実施要領

1. 目的

原子力災害発生時における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図る。また、市内住民・学校等の訓練参加により、原子力災害発生時の避難対応力の向上を図るとともに、原子力防災に対する理解の向上を図ることを目的とする。

2. 実施日時

訓練項目(下記5に該当)

(1) 令和元年11月8日(金) 14:00～18:50・・・①(1)、②

(2) 令和元年11月9日(土) 8:30～17:00・・・①(2)④

(3) 令和元年11月10日(日) 8:30～12:30・・・③、⑤、⑥、⑦、⑧

3. 実施場所

安来市役所(安来庁舎・防災研修棟)

安来市島田町(安来市中海ふれあい公園)

4. 参加機関

住民避難訓練参加者(全域を対象に募集:定員50名)、島根県、安来警察署、安来市消防本部、安来市消防団、安来市

5. 訓練項目及び内容

【訓練想定】

宍道湖南方断層を震源とするマグニチュード7.3の地震が発生し、本市においては震度6強を記録したことにより、直ちに災害対策本部を設置し、初動対応を開始した。

地震発生により、島根原子力発電所から地震による緊急停止に伴う異常時の連絡を受け、国・県・中国電力等の防災関係機関の対応状況について確認するとともに、速やかに災害対策本部において関係部局・安来警察署と情報共有を図り、地震対応に加えて対応をすることとなった。異常発生後の事象進展に対して、市の取るべき措置等について検討する。

①初動対応訓練

(1) 通信連絡訓練

島根原子力発電所、オフサイトセンター、島根県、安来市、安来警察署間の通信連絡を行う。

(2) 対策本部会議開催

原災法10条事象発生時の初動対応、通信連絡及び原災法15条発生時の避難措置対応等について検討する。

(3) オフサイト参集訓練

オフサイトへの召集により市職員を派遣し、住民安全班として活動する。

② 学校等の避難措置等訓練

○ 学校等への通信連絡

【訓練対象】市内UPZ圏内の各中学校、小学校、幼稚園、保育所、認定子ども園それぞれの担当部署である安来市教育委員会、健康福祉部子ども未来課より連絡を行う。

③ 緊急速報メール・行政告知端末による通知訓練

○ 安来市内の携帯電話各社の通信範囲にある全ての携帯電話等に対し、『島根原子力発電所において事故が発生・放射性物質が放出されたことにより避難を要する』旨を訓練報として配信訓練を実施する。(安来市全域)

○ 行政告知端末による避難指示の放送訓練を実施する。

④ 住民屋内退避訓練

○ 全面緊急事態におけるUPZ一般住民の防護措置である屋内退避について、発災時における周知活動の習熟と、住民の屋内退避に対する理解促進を図る。

【周知活動】エリアメール等により情報伝達及び屋内退避指示の配信訓練を実施(市内全域)

【屋内退避訓練】避難措置等訓練参加者を主に、屋内退避行動を実施してもらう。実施状況については、避難措置等訓練アンケートで調査を実施

⑤ 避難措置等訓練

自家用車で避難できない場合の一時集結所への集結、広域避難(想定)訓練を実施する。

【訓練対象地区】安来地区※地区は想定するが、参加者は市内全域から募集する

【一時集結所】安来市役所(防災研修棟)※1箇所を指定しバスを準備

⑥ 退域時検査

広域避難の際に避難経路上に設置する退域時検査場において行う退域時検査を体験する。

【実施場所】安来市島田町(安来市中海ふれあい公園)

⑦ 安定ヨウ素剤緊急配布訓練

安定ヨウ素剤の効果、服用方法などについて説明を行ったうえで、安定ヨウ素剤（ダミー）の配布を模擬的に行う。

【実施場所】 一時集結所

⑧ 原子力防災学習会

原子力防災に関する知識普及のため、市民を対象に専門講師を招き原子力防災学習会を開催する。併せて、防災広報用のパネル展示及び防災資機材展示を行う。

【会場】 安来市役所（防災研修棟）

【講師】

6. 訓練の中止

災害等の発生又は発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する。

V. 雲南市実施要領

1. 目的

島根県及び雲南市地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、国をはじめ防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図る。

住民・学校等の参加により、島根県及び雲南市広域避難計画の検証及び原子力災害発生時の避難対応力の向上を図るとともに、原子力防災学習会（住民）を開催し原子力防災に対する理解の向上を図る。

2. 訓練日時

- (1) 令和元年11月8日（金）14時30分～18時50分

初動対応訓練、雲南市災害対策本部運営訓練、島根OFCの運営訓練、
広報活動訓練、学校等の避難措置等訓練

- (2) 令和元年11月9日（土）8時30分～17時30分

初動対応訓練、雲南市災害対策本部運営訓練、島根OFCの運営訓練、
広報活動訓練、UPZ一般住民の屋内退避訓練

- (3) 令和元年11月10日（日）8時30分～13時00分

住民の避難措置等訓練、広報活動訓練、安定ヨウ素剤緊急配布訓練、
避難退域時検査訓練、原子力防災学習会、島根OFCの運営訓練

3. 訓練内容

- (1) 原子力防災初動対応訓練

① 初動対応訓練（通信連絡訓練）

事故発生以降の国及び自治体等関係機関が連携した初動対応手順について確認するとともに、通信連絡訓練を行う。

② 原子力災害対策本部の運営訓練

ア 原子力災害対策本部の設置、情報伝達訓練

イ 原子力災害対策本部会議

事態の進展に伴い災害対策本部会議を開催し対応力の向上を図る。

災害対策本部会議に、雲南警察署、雲南消防本部及び雲南市消防団も訓練参加する。

- (2) 学校等の避難措置等訓練

市内の保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小学校及び中学校での緊急時の通信連絡手段等を確認し、原子力災害時における園児、児童及び生徒の安全確保対策の円滑な実施を図る。

なお、島根県教育委員会が県立学校及び雲南市教育委員会を対象とした情報伝達訓練と連携して実施する。

(3) 広報活動訓練

原子力災害発生時に地域住民へ迅速かつ正確な情報伝達を行うため、緊急速報メール（エリアメール）、音声告知放送、安全安心メール、市広報車など多数の媒体を活用した広報訓練を実施する。

(4) 住民の屋内退避訓練

全面緊急事態におけるＵＰＺ一般住民の防護措置である屋内退避について、発災時における周知活動の習熟と、住民の屋内退避に対する理解促進を図る。

(5) 住民の避難措置等訓練、安定ヨウ素剤緊急配布訓練、避難退域時検査訓練、原子力防災学習会

原子力災害発生時における運用上の介入レベル（ＯＩＬ）判断に基づく住民避難の円滑な実施を図る。

住民の避難措置等訓練において、緊急速報（エリア）メールを活用し住民広報を実施する。また、音声告知放送、広報車等を活用し避難情報の伝達訓練を行う。

一時集結所において、安定ヨウ素剤緊急配布訓練を実施し手順の確認を行う。

避難退域時検査場となる「道の駅たたらば壺番地」に移動の後、避難退域時模擬検査を同施設で実施しレイアウトや人員体制の実効性を確認する。

避難退域時模擬検査の終了後、一時集結所に帰り原子力防災学習会を開催し、訓練参加者（住民）の原子力防災に対する理解の向上を図る。

学校等の避難措置訓練実施要領（令和元年度 雲南市原子力防災訓練）

1. 目的：

市内全ての中学校、小学校、幼稚園、保育所（園）及び認定こども園、（以下「学校等」という。）での緊急時の通信連絡手順等を確認し、原子力災害発生時における生徒・児童・園児（以下「生徒等」という。）の安全確保対策の円滑な実施を図ることを目的とする。

なお、島根県教育庁が実施する訓練とも連携し実施する。

2. 実施日時：令和元年11月8日（金）14：00～17：00

3. 訓練内容：

原子力災害発生時対応マニュアル（小中学校編、幼稚園編、保育所（園）・認定こども園編、小中学校編）に基づき、情報伝達訓練等を実施する。

(1) 通信連絡訓練

島根原子力発電所でトラブルが発生し「警戒事態」に陥った事態を想定し、雲南市原子力災害警戒本部会議を設置し、保護者への連絡や、生徒等の帰宅・保護者への引き渡しについて通信連絡（FAX・電話・メール）訓練を実施する。

- ①生徒・児童： 保護者の元に帰宅させる旨の連絡を、雲南市教育委員会（学校教育課）から中学校・小学校に対し行う。
- ②園児： 保護者に迎えに来てもらい引き渡す旨の連絡を、子ども政策局から幼稚園・保育所（園）・認定こども園に行う。

(2) 人員報告訓練

学校等では、(1)の連絡を受けた後に生徒等・教職員の人員を把握し、報告様式により所管部局に報告（FAX・電話・メール）する。

広報活動訓練実施要領（令和元年度 雲南市原子力防災訓練）

1. 目的

原子力災害時における屋内退避、一時移転等を地域住民に迅速かつ正確に伝達することを目的として、緊急速報メール（エリアメール）、音声告知放送、安全安心メール、市広報車など多数の媒体を活用した広報訓練を実施する。

2. 訓練日時

（1）屋内退避指示の広報訓練

令和元年11月 9日（土） 11：10～11：30頃

※ 緊急速報メール（エリアメール）は11：10頃に発信

（2）一時移転指示の広報訓練

令和元年11月10日（日） 8：30～ 9：00頃

※ 緊急速報メール（エリアメール）は8：30頃に発信

3. 訓練内容

（1）緊急速報メール（エリアメール）による広報訓練

雲南市内の住民及び滞在者に対し、携帯電話・スマートフォン利用者へ緊急速報メール（エリアメール）を訓練配信する。

（2）その他の媒体による広報訓練

音声告知放送、雲南市安全安心メール、雲南市公式アプリ、市広報車による広報活動訓練を行う。

UPZ一般住民の屋内退避訓練実施要領（令和元年度 雲南市原子力防災訓練）

1. 目的

全面緊急事態におけるUPZ一般住民の防護措置である屋内退避について、発災時における周知活動の習熟と、住民の屋内退避に対する理解促進を図る。

2. 実施時期

令和元年11月9日（土）11：30～
（総合防2日目におけるGE段階）

3. 訓練項目及び参加対象

（1）防護措置（屋内退避）事前学習

参加対象：三刀屋町三刀屋地区・一宮地区住民避難訓練（総合防3日目）
の参加者

（2）屋内退避指示情報伝達訓練

参加対象：三刀屋町三刀屋地区・一宮地区

訓練内容：緊急速報メール（エリアメール）、音声告知放送（三刀屋町）等による情報伝達

（3）自宅における屋内退避訓練

参加対象：三刀屋町三刀屋地区・一宮地区住民避難訓練の参加者

訓練内容：（2）の情報伝達後、自宅等にて屋内退避行動を実施

※実施時間や屋内退避継続時間は各参加者任意

4. その他

訓練後の確認

防災訓練後のアンケートにて、屋内退避への理解度等に関して質問

住民の避難措置等訓練、避難退域時検査訓練実施要領（令和元年度雲南市原子力防災訓練）

1. 目的

原子力災害発生時における運用上の介入レベル判断に基づく住民避難及び避難所等の設置運営等の円滑な実施を図る。

避難時に実施する避難退域時模擬検査を、「道の駅たたらば壺番地」で実施する。

2. 訓練日時

令和元年11月10日（日） 8時30分～12時40分

3. 訓練参加地区

雲南市三刀屋町 三刀屋地区（大型バス1台）

雲南市三刀屋町 一宮地区（大型バス1台）

4. 広域避難先

【島根県広域避難計画上の避難先】

三刀屋地区：広島県世羅町、一宮地区：広島県竹原市

（※域内訓練とし避難退域時検査場までの避難訓練を実施する。）

【避難退域時模擬検査訓練】

避難退域時検査場：道の駅たたらば壺番地

（※本訓練は国道54号の通行規制を想定し、松江自動車道を利用した避難を実施する。）

5. 訓練内容

（1）住民への避難指示等伝達訓練

緊急速報メール（エリアメール）、音声告知放送（三刀屋町内）、広報車などにより、住民へ避難指示等の情報の伝達訓練を行う。

（2）安定ヨウ素剤緊急配布訓練

一時集結所において、安定ヨウ素剤緊急配布訓練を実施し手順の確認を行う。

（3）住民の避難措置等訓練

バスによる広域避難先（想定）への避難訓練を実施する。避難訓練においては、避難行動要支援者を想定した避難支援を体験する。

（4）避難退域時検査

30km圏外への避難ルート上に開設される避難退域時検査場所（道の駅たたらば壱番地）において、住民避難訓練に合わせて、避難退域時模擬検査（住民検査、簡易除染体験）を実施する。

（５）原子力防災学習会

雲南市三刀屋町三刀屋144-1、三刀屋交流センターにおいて開催する。

6. タイムスケジュール

8時30分 避難指示の情報伝達（緊急速報メール、ページング放送、広報車）

この放送を受け、訓練参加者は一時集結所（三刀屋交流センター）に避難を開始する。

8時45分頃 訓練参加者の受付（三刀屋交流センター）

安定ヨウ素剤緊急配布訓練

9時40分頃 一時集結所出発

10時00分頃 避難退域時検査場所着（道の駅たたらば壱番地）

10時10分頃 避難退域時模擬検査の実施（車両・住民検査、簡易除染体験）

11時10分頃 避難退域時検査場所出発

11時30分頃 一時集結所着

11時40分頃 原子力防災学習会（三刀屋交流センター）

12時40分頃 訓練全日程終了、会場にて解散

